

# 一村落における明治末期の神社整理

## —神奈川県川崎市麻生区岡上の場合—

田中宣一

### 一

神社や小祠は信仰の対象であるとともに、それを信仰す

る人々・家々相互を結びつける紐帶の役割を果たし、関係する集団の精神的シンボルともなるものである。大社であろうと名もない小祠であろうと、そのことは同じである。大社である外部の人々にはたとえども足りない社と見えようと、祀られるにあたってはその土地固有の理由があつた筈であり、支持する者にとって神社は心の拠り所であると言つて

も過言ではないであろう。しかし、明治政府は土地ごとの信仰や祭祀のあり方を無視ないし軽視し、伊勢神宮を頂点に据えた神社制度を確立するため、多くの神社や小祠を廃併合したのである。

周知のように、明治時代には二度、初期と末期に全国的に大規模な神社整理が行なわれた。そのたびごとに整理対象となつた神社・小祠の信者たちは困惑し、抵抗し、土地の民間信仰や祭祀組織は大きく動搖せざるをえなかつた。しかし、混乱の大部分を無視し、自らも試行錯誤を繰り返しながら、政府は前期には公法上の神社を定め、格式を与

え、それが十分な体裁を整えていないと知ると、後期には

氏子・信徒達に対して合祀を指図し、結果においては府県ごとのばらつきを残しながらも、とともにかくにも整理を行したのである。

本稿は、個々の村落において、明治末期の神社整理がどのように開始され完了したかを、神奈川県都筑郡岡上村（現神奈川県川崎市麻生区岡上）の場合を例にとって考察しようととするものである。私は川崎市教育委員会による昭和十五年度の民俗文化の総合調査に参加し、一ヵ年にわたって岡上を訪れつづけ、民俗の調査を行なつた。その際、同地に保管されている明治以降の区有文書の中に、神社関係の文書の少なくないことを知つた。そこで幸いにして披見を許されたそれら文書とわずかに残る伝承に基づき、当地において明治末期の神社整理がどのように行なわれたかを明らかにしようと思つたのである。それほど遠い過去のことでもないので、各村落において不明になりつゝある同時期の神社整理の研究に、参考になるならば幸いである。

## 二

まず最初に岡上の素描を試みよう。ここには天正十九年の繩打水帳<sup>(2)</sup>が保存されており、それによると、明治末期の岡上村の範域はすでに中世末期には確定していたようである。江戸時代には元禄年間に一時天領となつた期間はあるが、その時以外はずつと旗本領であつた。しかし、相給の村ではなかつた。

岡上は、北には鶴見川が流れ、南にはなだらかな多摩丘陵を背負う地に展開する村で、田と畑の割合は四対六といふ畑がちの所であつた。『新編武藏國風土記稿』（以下、『風土記』と略す）には、「山林高低ありて土性は黒土なり、陸田多して水田少しく、用水は谷々より出る清水を引用ゆ」と記されている。総反別、総石高は、明治元年（一八六八）には、三十七町七反五畝二十八歩、三百八石一斗四升三合であった。

戸数は、『風土記』によると、江戸時代後期には五十戸だったようであるが、明治以後は六十戸の期間が長かつた。明治二十二年の町村制施行の際にも他村と合併するこ

となく、小さな岡上村として独立していた。いわゆる一部落で一村を形成したのである。

少なくとも明治初期にはこの六十数戸が、川井田、谷戸、岡上<sup>かみ</sup>、岡下<sup>しも</sup>の四つの講中に分かれており、明治末期においても同じ状態であったが、村役員の選出、村仕事の協力の仕方等からみて、各講中は独立した自治組織としては存在せず、岡上村を構成する一単位にすぎなかつた。

海老沢、梶、長谷川、星野、宮野、横田、山田等の姓が多く、同姓の家々はジシンルイもしくはそれより広いイッケという同族組織を有し、祝儀・不祝儀の時をはじめとして常に密接な関係を保とうとしていた。

谷戸講中はやや奥まった所にあり、そこにはかつて修驗であつた家も数軒あるが、その家々も含めて明治末には岡上全戸が同村にある東光院の檀家で、真言宗を宗旨としている。<sup>(4)</sup>屋敷神は三十戸ほどで祀つており、本家筋の家が多い。

### 三

「引継簿」というものがある。これは、当時の岡上神社の氏子総代人が薙沢権左エ門・海老沢伊助・星野清助の三人を立会人にして、次の総代梶龜太郎・宮野弥吉・梶与四治宛に神社関係の諸書類を引継いだ際の目録で、そこに記された書類を年月日順に配列しなおすと次のようになる。

- 一、劍神社蚕影社祭典仕宅掛帳 壱冊 <sup>(5)</sup> (資料A)  
一、神社合祀許可紀錄書 壱冊 <sup>(6)</sup> (資料B)

一、神社合併普請費簿 壱冊 (資料C)

一、明治四拾武年四月附岡上神社改築費帳 (資料D)

一、明治四拾武年六月四日附ノ認可書 壱通 (資料E)

一、明治四十二年九月二十七日附ノ樹木伐採ノ認可証 壱通 (資料F)

一、岡上神社遷宮糀米寄附帳 壱冊 (資料G)  
各壹冊

一、岡上神社明治四拾武年起資金出納簿・経費出納簿

H)  
一、岡上神社遷宮糀米寄附帳 壱冊 (資料I)

一、大正元年九月廿八日附祭典出入帳 三冊

合祀後わずか四年後のものであるから、右の諸書類は合

祀とその直後の処理に際して準備されたものの、ほとんど全てを含んでいいると考へてよいだろう（別に後述する『岡上神社産子名簿』もあった）。このうち現在の岡上には、私の知る限り資料 A ～ I のものが保存されている。

この資料 A ～ I を中心にし、他の文献資料や伝承をもとにして、以下考察を進めてみたいと思う。

まず資料 B をひもといてみよう。これは、表紙に「明治四拾弐年西暦第參月貳拾八日 神社合祀許可紀録」と記され、中には、明治四十二年三月九日付の「神社合併并社号改称願」・「神社財産処分方法書」・「社号改称理由書」・「副伸書」と、同年三月十六日付の「神奈川県指令乙第一二四〇号」が綴じ込まれている。内容を紹介すると、次の通りである。

○「神社合併并社号改称願」

神奈川県都筑郡岡上村字栗畠八百九番社地

右村社剣神社右氏子総代人

樺 定次郎印

池田 里之助印

与平印

山田八重吉印

龜太郎印

鷗沢権左衛門印

宮野 弥吉印

右無格社日枝社右信徒総代人

樺 与平印

樺 龜太郎印

樺 鷗沢権左衛門印

樺 宮野 弥吉印

樺 有格社諫訪神社

樺 全県全郡全村字川井田六百三十  
一一番社地

樺 村社 剣神社

樺 全県全郡全村字池ノ谷八百三十九番社地

樺 被合併神社

樺 無格社 日枝社

被合併神社

全県全郡全村字宝殿一百四十九番社地

被合併神社 無格社 稲荷社  
全県全郡全村字開戸百三十二番社地

被合併神社 無格社 稲荷社  
尚ホ同時ニ別紙理由書ノ通社号岡上神社ト改称致度候間御

許可相成度別紙財産処分方法書及理由書相添此段奉願候也  
明治四十二年三月九日

右四社ハ從来所有財産無之維持困難ニ付四社ヲ合併シ前記

ノ無格社諫訪神社ヘ合併シ維持方法ヲ確立シ永遠祭祀仕度

社掌

右信徒総代人

右無格社諫訪神社

樺 定次郎印

池田 里之助印

与平印

山田八重吉印

龜太郎印

鷗沢権左衛門印

宮野 弥吉印

鈴木桂之助印

一、祭具

長谷川元七印

一、轍

宮野太右衛門印

太鼓 壱對

右無格社宝殿稻荷社右信徒總代人

右ハ諏訪神社へ寄附

右無格社寶殿稻荷社右信徒總代人

注連切提燈

梶時太郎印

五個

星野 清助印

一、什物 ナシ

右無格社開戸稻荷社右信徒總代人

右ハ諏訪神社へ寄附

山田 元四郎印

一、寶物古文書 ナシ

横田 光太郎印

一、維持資金 ナシ

横田 父吉印

一、神社所有地 ナシ

山田 万吉印

五個

神奈川県知事 男爵周布公平殿

右之通

○「神社財産処分方法書」

神奈川県都筑郡岡上村字川井田六百二十一番社地

神奈川県都筑郡岡上村字池ノ谷八百三十九番社地

村社 劍神社

無格社 日枝社

一、祭神

右ハ諏訪神社合祀ス

一、社殿

右ハ諏訪神社へ合祀ス

右ハ諏訪神社へ寄附

一、祭供什物 ナシ

一、宝物古文書 ナシ

一、維持資金 ナシ

一、神社所有地 ナシ

右之通

神奈川県都筑郡岡上村字宝殿二百四十九番社地

無格社 稲荷社

一、維持資金 ナシ

右之通

一、神社所有地 ナシ

一、祭神

右ハ諏訪神社へ合祀ス

一、社殿

右ハ腐朽使用ニ堪ヘス取崩ノ上焼却ス

一、祭供什物 ナシ

一、宝物古文書 ナシ

一、維持資金 ナシ

一、神社所有地 ナシ

右之通

神奈川県都筑郡岡上村字開戸百三十二番社地

無格社 稲荷社

一、祭神

右ハ諏訪神社へ合祀ス

一、社殿

右ハ腐朽使用ニ堪ヘス取崩ノ上焼却ス

一、祭供什物 ナシ

一、宝物古文書 ナシ

明治四拾八年参月九日

都筑郡柿生村外一ヶ村

○「社号改称理由書」

都筑郡岡上村氏子ハ從来剣神社諏訪神社日枝社宝殿稻荷社開戸稻荷社ノ五社アリテ氏子モ亦各派ニ分レ居候処今般各社合併ノ義有之候へ共從来ノ社名ニテハ各氏子間ニ於テ感情兔角融和セサル傾向アル為メ氏子總会ヲ開キ候処氏神ノ名称ニ依テ土地ノ平和ヲ欠キ合併ノ整ハサルハ甚タ遺憾ニ付寧ロ土地名ヲ利用シ岡上神社ト改称スルニ於テハ前述ノ憂ヲ除キ各敬神ノ念ヲ惇スルコト、相信シ全会一致ヲ以テ協議決定セリ

○「副伸書」

今般部内岡上村各神社合併并社号改称ノ義別紙ノ通許可出願ニ付調査候処右ハ各神社共所有財産無之維持困難ナルトシ從来ノ社名ニテハ氏子間ノ感情兔角融和セサルニ付出願シタル次第ニ候間何卒願意御許可相成候様致度此段副伸候也

組長 梶 与平

神奈川県知事 男爵周布公平殿

○「神奈川県指令乙第一二四〇号」

書面願ノ趣聞届ク

但合併処分済ノ上ハ其旨速ニ届出ヘシ

明治四十二年三月十六日

神奈川県知事 男爵周布公平園

以上であるが、資料Bのこれら各書類を検討する前に、この合祀に至るまでの岡上における神社の変遷をたどつてみなければならないだろう。

#### 四

『風土記』の岡上の説明には、社寺として次のように書かれている。

これによつて江戸時代中・後期には、東光院持として少なくとも剣明神社と諏訪社とが存在し、他に東光院境内に天神社と疱瘡神社のあつたことがわかる。そのうち、剣明神社が村の鎮守として崇敬されていたようである。

その三十年ほど後に明治維新となる。そこで新政府は江戸時代後期の国学者・神道家の主張を容れ、明治元年（慶応四年）三月に「神仏号ノ区別ニ関スル件」（太政官第一九六号）等いくつかの布告を発して神仏分離にとりかかる。ついで神社制度の整備に着手して神社の階級構成がなされたのである。明治四年五月十四日太政官布告第二三五号「官社以下定額、神官職制等ニ関スル件」に則り、特に岡上村のような村落の場合には、明治四年七月四日太政官布告第三二一号「郷社定則」につづいて明治五年正月神祇省布達第一号「府県郷村社区別調」に基づく「府県郷村社社格

除地、三段程、西の方田畠の間小高き所にあり、前に石階をなせり、社は一間半四方、拝殿二間四方東向なり、もと剣を神体とせしにや、今は神体なし、本地不動を置たるは、近き頃村民宮野某納めしよ

し、村の鎮守にて、例祭九月二十八日なり、村内東光院の持  
諏訪社 除地、二段許、村の南にあり、僅なる祠を北向  
に立、例祭七月二十七日、これも同寺の持  
東光院（前略）天神社、堂の右にあり  
疱瘡神社、これも同じ辺にあり

「区別帳」等々において、土地の神社の具体的状況を政府に報告することが義務づけられ、その結果として各社に社格を与え氏子を確定し神官職員に関する規則を定め、祭祀の体系が示された。さらに明治十二年六月二十八日内務省達乙第三十一号のいわゆる「神社寺院明細帳書式ニ関スル件」が沖縄を除く各府県に出され、各府県からの六月三十日から十二月までの現況報告が出揃つて、ここに全国の神社の原簿が完成することになるのである。書式によると、各神社ごとに名称、住所、社格、祭神、由緒、社殿間数、境内坪数并地種、境内神社数、境内遙拝所、境内招魂社、境内祖靈社、境内所有地、氏子戸数、管轄庁迄の距離里数等を書き込むことになっており、このいわゆる明細帳に登載されることにより、たとえ社格記載欄が空白のものすなわち無格社であろうと、政府によって正式な神社と認められることになったのである。

ではこの神社明細帳に、岡上村の各社はどのように記載されるようになったのであるか。私は岡上に關する神社明細帳を見たいと思って手を尽くしたが、発見することができず、恐らくすでに存在しないのではないかとさえ思う。そのため、資料Bからの推測に頼らざるをえない。明

治四十二年の資料Bには、社格を明記した剣神社、諏訪神社、日枝社、(開戸)稻荷社、(宝殿)稻荷社が記載されているのであるが、明治十二年ごろの明細帳完成以降、全国的に神社数に大きな増減がみられないことからして、明治四十二年の岡上のこの五社は明治初期にはすでに存在していたと考えてよいだろう。

なお、『風土記』に記載されている剣神社と諏訪神社はよいとして、記載のない日枝社、開戸稻荷社、宝殿稻荷社は『風土記』編纂以後の勧請社かとも考えられる。しかし天正十九年十月の岡上村繩打水帳には「宝部なり免」として三ヶ所の畠が明記されており、これを宝殿稻荷のものと考えるならば、宝殿稻荷は天正年間まで遡りうる古い社という事になる。『風土記』には記載洩れもあつたであろうし、当時「除地」のないような社は記載しなかつたかも知れないから、これら三社を『風土記』以降の勧請社と判断することは躊躇されるところでもある。とにかく、明治初期にはすでにこの五社の存在したことを推定しておきたい。ところでこの五社は、特定のイッケと結びついた伝承を持つている。かつて剣神社は宮野イッケが、諏訪神社は桜イッケが、日枝社(山王社)は山田イッケが、開戸稻荷社は

横田イッケが、宝殿稻荷社は海老沢イッケがそれぞれ祀つていたというものである。すなわち、剣神社はかつて宮野光夫氏宅の神社だったがいつの頃かに村に寄附してしまつたというが、同家の宮野クメさん(明32生)によると、それでも合祀前には宮野家では新米がそれたりすると供えに行くという氣分が残っていたという。また開戸稻荷社は横田正治氏宅の内宮だったというし、他の三社の場合にも何らかの伝承がある。これら伝承の真否について明らかにはできないが、合祀前の剣神社は宮野イッケのまとまっている川井田講中にあり、宮野光夫氏宅の近くに鎮座していたし、先に引用したように『風土記』の剣神社の説明にも「本地不動を置たるは近き頃村民宮野某納めしよし」と記されていて、宮野イッケと特別な関係にあつたことは確かであろう。また、現在の岡上神社にある手洗鉢は開戸稻荷社から移したものというが、それには「嘉永三戌年十二月吉祥日 奉寄進横田権次良書」と刻まれており、開戸稻荷社と横田家との関連をうかがわせるものである。

しかしすでに述べたごとく、同じく『風土記』には剣神社は村の鎮守だと記されているのであるから、江戸中・後期にはすでに宮野イッケのみのものではなかつたと思われ

るし、明治時代になると村社に列せられ、資料Aの「明治十四年八月廿七日改 剣神社蚕影社祭典仕宅掛帳 岡上村氏子中」によれば、剣神社の祭典の際の幟掛・楽屋掛・燈籠番等の仕事を岡上内の四講中全てが分担していることから、明治初期には完全に村人全部の神社になりきつていたのである。他の四社の場合にも同様なことが言える。資料Bの各社信徒総代の名前を見ると、関係深いとされるイッケ以外の者も加わっているし、特に日枝社などは山田イッケのものとされるが山田姓の者は信徒総代に名前がなく、逆に山田イッケの本家という山田元四郎が開戸稻荷社の信徒総代に連なつてている等のことから推測して、明治初期の明細帳登載の段階で各イッケとは一応分離され、公的には村人共有のものになつていていたと思われるるのである。

繰り返すが、とにかく残されたわずかな資料から岡上の神社の変遷を推測すると、次のように言えよう。江戸時代中・後期の岡上には少なくとも村鎮守としての剣明神社と諏訪社があり、加うるに明治時代初期には日枝社・開戸稻荷社・宝殿稻荷社等が存在し、各社はそれぞれ旧家と関連する祀り始めの伝承を有していた。つづいて、明治十二年ごろの神社明細帳には、そのうちの剣神社が村社、諏

訪・日枝・開戸稻荷・宝殿稻荷の各社が無格社として登載され、一応特定の一族と切り離された形で計五社が岡上(10)の全戸共通で祀る神社と認められた。そして、そのままの状態が続いて、明治四十二年の合祀を迎えることになったのである。

## 五

さて全国的な神社減少化の中(11)で、岡上一村で五つもの社が正式の神社と認定されたことは、当時の村民にとつては大きな収穫であったに相違ない。しかし同時に、負担だったのではないかとも思われる。

岡上は大村ではない。『風土記』には民家は五十軒と記されているし、明治十一年三月記の「壹替資本金連銘帳」(区有文書)という共有財産に関する書類には五十三名が記されていることから、当時は五十数軒の村だったようである。明治二十二年の町村制施行の際も他と合併することなく一村として存続し(12)、明治三十九年十二月末日現在の戸数は六十五戸であった。これだけの家々で村社剣神社の祭典を滞りなく執行した上で、他の四社を維持管理していくこ

とは困難だったのであろう、資料Bの「神社財産処分方法書」に記す通り日枝社・開戸稻荷社・宝殿稻荷社は神殿が「腐朽使用ニ堪ヘス」という状態にならざるをえなかつたのである。

恐らく同様のことは、全国各地の神社に見られたことと思われる。明治三十年代半ばの神社界には、府県郷村社に対する神饌幣帛料の公費による供進を求める運動と、維持困難な神社の整理を必至とする世論があり、それらを受け明治三十九年四月二十八日の勅令第九十六号「府県社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」や同年八月十日の勅令第二百二十号「神社寺院仏堂合併跡地ノ譲与ニ関スル件」(13)(14)が発せられ合祀すべく示唆されたのである。

このようない全国的趨勢の中で、神奈川県でも当時の知事周布公平から各郡役所・市役所・町村役場宛に次々と訓令等が発せられた。岡上村の合祀が完了するまでのものを『神奈川県公報』から抜き出してみたい。

○神奈川県訓令第一号(明治四十年一月一日)

県社以下神社並寺院仏堂ニシテ規模狭小其ノ体面ヲ保チ難ク保存ノ目途ナキモノハ努メテ之ヲ廃合セシメ以テ神社寺院ノ維持基本ノ確立ヲ計ルヘシ

これによつて明治末期における神奈川県の神社整理の幕が切つて落とされたのである。

○神奈川県訓令第十号（明治四十年二月十二日）

明治三十九年勅令第九十六号及明治三十九年内務省令第二十号に依り神饌幣帛料ハ例祭ニ限り供進スル儀ト心得ヘシ

○神奈川県訓令第十一号（明治四十年二月十二日）

明治三十九年勅令第九十六号及明治三十九年内務省令第二十号ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進ノ為參向スヘキ官吏及吏員左ノ通之ヲ定ム

一、県社ハ県官吏 一、郷社ハ郡官吏又ハ市町村吏員

一、村社ハ市町村吏員

○神奈川県告示第二十四号（明治四十年二月十二日）

明治三十九年勅令第九十六号及明治三十九年内務省令第二十号ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スル県社以下神社ノ祭式

左ノ通之ヲ定ム（以下祭式次第を示しているが略す）

これらを受けて、次の告示が出されるのである。

○神奈川県告示第九十二号（明治四十年四月三十日）

明治三十九年勅令第九十六号ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スヘキ郷村社左ノ通之ヲ定ム（神社名は省略）

これによつて、約四十社が神饌幣帛料供進神社に指定されているが、もちろんその中に岡上村の劍神社は見当らない。このあと何度かにわたる告示によつて神饌幣帛料供進神社が追加されるが、岡上の神社は見当らず、合祀が完了したあとの大正四年五月十四日の告示第八十八号でようやく岡上神社が指定を受けることになるのである。當時岡上村においてはこの指定を受けるためにも合祀の話が進められていたこと想像に難くない（なお、以下類似の告示は省略する）。そして次の訓令が出される。

○神奈川県訓令第四十九号（明治四十年十二月二十四日）

県社以下神社設備並会計規程左ノ通之ヲ定ム

県社以下神社設備並会計規程

第一条 県社、郷社、村社ニハ第二条乃至第五条ノ設備

ヲナサシムルヘシ

第二条 神社ニハ左ノ建物ヲ具備スルヲ要ス

一、本殿 二、拝殿 三、鳥居

第三条 本殿及拝殿ハ左ノ坪数ヲ下ルコトヲ得ス

本殿 県社、二坪、郷社、一坪、村社、一坪

拝殿 県社、八坪、郷社、六坪、村社、五坪

第四条 境内ハ左ノ坪数ヲ下ルコトヲ得ス

県社、三百坪、郷社、二百坪、村社、百五十坪

第五条 神社ニハ維持ノ為メ左記各号ノ基本財産ヲ蓄積

セシムルヲ要ス

県社 年額百五十円以上ノ収入アル動産又ハ不動産

郷社 年額百円以上ノ収入アル動産又ハ不動産

村社 年額五十円以上ノ収入アル動産又ハ不動産

第六条 神社ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月

三十一日ニ終ル

第七条 会計帳簿ハ左ノ種類ニ分チ整理セシムヘシ

一、基本財産台帳 二、経費受払簿 三、日計簿

但シ必要ニ応シ補助簿ヲ設クヘシ

(第八条から第十九条まで、略)

第二十条 本規程第二条乃至第五条ニ適合セサル神社ニ

アリテハ明治四十一年六月三十日限之ヲ完成シムヘシ

但シ期限内ニ完成スルコト能ハサル神社ニアリテハ其

ノ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケシムヘシ

このような訓令が出され、但し書きがついているとはい  
え、明治四十一年六月末日までに全ての神社にこの内容を  
具備させなければならないとする、訓令を受けた神社の  
氏子・信徒達は大いに困惑したこと想像に難くない。この

訓令は、明治四十一年九月二十九日の神奈川県訓令第五十  
五号によつて改正されるのであるが、第二条～第五条の神  
社の設備と会計の規模は据え置かれた。

次々に発せられる訓令を受け、告示に接し、岡上村の人  
人は具体的にどのような協議をしたのであらうか。訓令第  
二号(明治四十年一月一日)の「規模狭小其体面ヲ保チ難ク  
保存ノ目途ナキモノハ努メテ之ヲ廃合セシメ云々」を見て  
すんなりと廃合を決意したのではないか、何とか全社の存続  
を計るべく努力したのではないかと思われる。それは、先  
の「神社引継簿」には載っていないが、同じ区有文書中の  
明治四十年二月二十二日に作製された「社金預入台帳」から  
推測されるのである。この台帳の内容は左の通りである。

一、劍神社・日枝神社・諏訪神社 樹木売却金預託

内一、金参拾円 但開戸稻荷宝殿稻荷修繕費

差引 現在金武百參拾四円参拾錢武厘

右者今般参社樹木売却代金本村產子中ノ協議ヲ以テ明治  
四拾年式月ヨリ向明治四拾參年式月迄満參ヶ年無利息置  
據ニテ預リ金致候處確実也但シ期限内タリ共風災時变ニ  
テ社殿破損ノ際ハ前記預金直チニ返済可致契約之事且又

期限経過ノ上ハ産子一同協議之上解約可致候産子連名預金之証如件

明治四拾年式月式拾式日

一、金 壱円七拾壹錢也 長谷川勘五郎

(以下略。金額はそれぞれ異なるが、同様の形式で六十七名の署名がある。)

資料Bの中の「神社財産処分方法書」からわかるよう

に、各神社には境内地は別にして田畠等の収入の見込める

所有地はなかつたようであるが(諏訪神社は不明)、後述の

資料FおよびIのように合併後に元の境内地の樹木を伐採して落札に供しているように、樹木は少なからずあつたようである。そこでその一部を売却して二百六十四円三十銭二厘を得、うち三十円でもって開戸稻荷社と宝殿稻荷社を

修繕して各社の体面を保とうとし、残りは村人が分担して預かるという形で財産を作つて、いつたんは各社の存続を計らうとしたのではないと思われる。しかし、四十年四月の第一回指定以後次々に追加される神饌幣帛供進神社中に村社剣神社は見当らず、さらにつづいて発せられた訓令四十九号(明治四十年十二月二十四日)を見るような神社設備や会計規程を各社(五社)ともに満たすことは到底不

可能と判断したのであろう、結局は合祀に踏み切らざるを得なかつた。かくして初めに掲げた資料Bのような諸書類が作成されたのである。そして明治四十二年三月に神奈川県知事周布公平宛に提出され、聞届けられ、ここに合祀が決定し、岡上神社誕生となるのである。

## 六

さて、前掲資料Bの検討に移りたい。資料Bから次のことを読みとることができる。

①無格社諏訪神社に、村社剣神社、無格社日枝社、無格社(宝殿)稻荷社、無格社(開戸)稻荷社が合併合祀されたこと。

②各神社にはそれぞれ氏子総代もしくは信徒総代が三名ないし四名いたが、そこに書かれている姓と、各社の祀り始めを説くイッケの姓とは必ずしも一致しないこと。

③神社財産としては、諏訪神社のことは不明であるが、剣神社を除いてはほとんど何もなかつたこと。

④社号を決めるにあたり、五社に關係深い人々の間に相当議論があつたため、村人全てが納得できるように地名を

とつて岡上神社としたこと。

ここで一つ疑問が残る。なぜ村社剣神社が無格社諏訪神社に合祀されなければならなかつたかということである。

剣神社はすでに述べたように、江戸時代後期の『新編武藏国風土記稿』当時には「村社氏神」になつており、さらに資料Aによると、少なくとも明治十四年には岡上全体がこの氏子であつたのであり、これに他の四社が合祀されしかるべきだった。それでは建物が老朽化していたり境内地が狭かつたために合併の中心にさせられなかつたのかといふと、決してそうではなかつた。むしろ他の四つの無格社に比べると卓越していたらしいのである。資料Bによると、本殿・拝殿・祭具も一通り揃つていたことがわかるし、当時のことを記憶している古老人の話によると諏訪神社こそは建物も老朽化していく小さく、新たな神社の建物としては十分でないので剣神社のものを一部移築したというくらいである。また、社有地も、翌年に作られた岡上神社の「神社財産登録台帳」(区有文書)から推定するに、諏訪神社六畝十二歩、日枝社六畝四歩、開戸稻荷社三畝、宝殿稻荷社一畝六歩であったのに比べて、剣神社は二反六畝十八歩の広さであった。伝統、神殿の規模、境内地の広さの

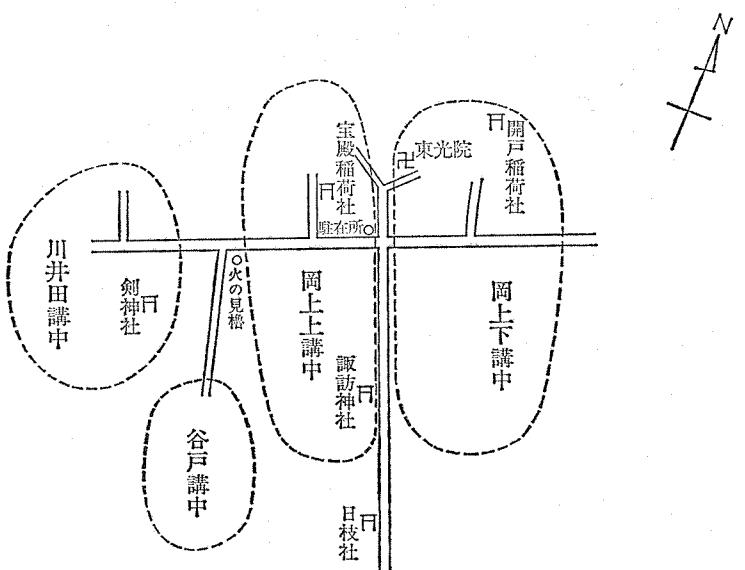


図1 合併以前の各社の位置

どれをとっても、剣神社中心の合併合祀がなされなかつたのが不思議なくらいである。現に古老の中には、岡上神社は境内こそ元の諏訪神社のを用いているが、伝統的には剣神社が中心になっていると考えている人が少なくない。しかし実際には資料Bの通り、無格社諏訪神社に村社剣神社等が合併される形で岡上神社が誕生したのである。そして祭神は建御名方命（旧諏訪神社の祭神）で配札が大山祇命、日本武尊、稻倉魂命となつた。

その理由は推測するに、三つ考えられる。

一つは剣神社のあつた川井田講中の地よりも、諏訪神社のあつた岡上上講中の方が相対的に民家が多く、村の中心地と考えられる。したがつて五社の合併にあたつては岡上上講中の上手にある諏訪神社の地が選ばれたのではない、か、ということである（当時の五社の位置については図1参照）。

二つめは、新しい神社には相当の基本金が必要であったが、それを村では用達できなかつた。そのため広い境内地に多く育つてゐる剣神社の樹木を伐り、それを売つて主たる財産とせざるをえなくななり、必然的に剣神社を他に合併合祀させざるをえなくなつたのではないか、ということである。

以上三つのうちどれか一つの理由でというのではなく、総合された理由によつて諏訪神社を中心にして他の四社を合併合祀することに決定し、社号は各イッケの思惑を考慮して、地名をとつて岡上神社とすることになつたのである。かくして「神社合併并社号改称願」等の書類が県知事に提出され、明治四十二年三月十六日に願が聞届けられた。ここに、岡上村の人々は剣神社の氏子から岡上神社の氏子となつたのである。

三つめは各イッケとの関係である。すでに述べたように各神社の祀り始めは、イッケという同族と関連づけて伝承されている。どの神社を中心とするかを決めるに当たつて、各イッケ間で微妙な駆け引きの行なわれたこと想像に難くない。その一端は資料Bの「社号改称理由書」の中の「各社合併ノ義有之候ヘ共從來ノ社名ニテハ各氏子間ニ於テ感情鬼角融和セザル傾向アル為メ云々」という説明にも表われている。その結果、当時の常設（実質的な岡上村長）を勤める人も、村社剣神社の総代三人のうちの二人も梶姓であることから判断して、当時の卓越したイッケであつた梶家に関係の深い神社が合併合祀の中心に選ばれたのではないか、ということである。

ここで、各社と祀り始めを伝えるイッケとの関係について、現在ではほとんど語られることはないが、少し触れておこう。

先に述べた通り、岡上村の氏神はすでに江戸時代後期には剣神社一社に絞られており、明治以降はそれが村社として公認され、祭祀の執行にあたっては村人全てが協力する態勢がとられていた。また他の四社も信徒総代三人には各イッケの人々が混在していて、ある社の役員を特定のイッケで独占するという形はとられていない。これも既述した通りすでに全ての社はすべての村人の物ということが諒解されていたからではないかと思う。剣神社を村社として全

戸で協力して祀り、他の四社も村の共有の社として全戸で協力して維持していくということだったのである。その意味では、合併合祀に当たって社号問題が生ずる余地がないかに思われる。しかし実際には、「従来ノ社名ニテハ各氏子間ニ於テ感情鬼角融和セザル傾向」があつたのである。合併合祀という社存亡の危殆に瀕して、祀り始めの各イッケの血が騒いだのである。建前上は全戸共同のものになつてはいても、社が存続する以上は、なお各社は関係ある

だと思わざるをえない。言葉を換えて言えば、剣神社は岡上村の統合の象徴的存在ではあっても、それは多分に形式的なものだったと言えないだろうか。そして、ここに合併合祀が完了し、社名も新たに岡上神社となるにいたつてはじめて、岡上神社が名実共に岡上村統合の象徴として認識されるようになったのである。政府の神社整理の意図も、そのように神社を中心地域の人々を一つに結びつけようとするところにあつたのである。<sup>(16)</sup>

## 七

では合併合祀が聞届けられたあと、村内には処理すべきどのような仕事が待ち受けていたのであろうか。明治四十二年、四十三年の両年にわたって、氏子名簿の作製、社殿の改築、基本財産作り、遷宮式等々のことが次々に行なわれ、一通り完了したところで名実共に新生岡上神社の誕生ということになったのである。

まず氏子名簿が合併の聞届けられた十二日後に完成する。

資料 「明治四拾弐年酉歳第參月廿八日起 岡上神社產子

名簿」（区有文書）（この資料はなぜか大正二年の「岡上神社引継簿」には載っていない。）

これには最初に岡上神社産子總代として、梶与平、梶龜太郎、宮野弥吉と岡上神社社掌池田里之助の名前が記され、以下「岡上村合祀ニ付役員」として、当時の氏子六十名の氏名が記されている。それは、岡上村常設（一名）、岡上村會議員（七名）、岡上村伍長（十一名）、一般の村民の順で並べられている。

つづいて社殿の改築普請が行なわれた。その規模の確たることは不明であるが、資料C「神社合併普請費帳」と資料D「明治四拾弐年四月附岡上神社改築費帳」によつておよそのことを推察してみよう。

両資料はメモ的なものであり、欄外に書き込みがあつたりして、正確な費用の一覧を作ることは不可能である。しかし資料Dの三月三十日から四月二十八日までに要した建築資料についてみると、材木に対する支出がほとんどない。そのかわり、萱が約五十五駄、稻藁約六十束、大麦の藁約十五束、繩が要した費用から推定して約三十把（一把は二十ボ、一ボは二十尋）、竹約十五束、簾四十二束用いらる。これは、ほぼ中規模の農家の母家一軒の屋根を葺く量

に相当する。ゆえに、新築したのではなく、元の諏訪神社の建物の屋根だけを葺替えたのか、それとも剣神社を解体移築して屋根替えだけしたものと思われる。明治三十三年生れで当時九歳だった星野英治氏の記憶によれば、多くの人々に担がれて剣神社から建物が移されていったとのことであるから、拝殿はともかく本殿ぐらいは剣神社のが移築されて、岡上神社のものとして用いられたのかもしれない。また両資料を見ると、内宮塗替用の紅ガラ・朱・金粉・胡粉・ハケ等への支出があるので、相当きれいに化粧直しもされたのであらう。建物だけではなく、一挙に神社の祭具も整えられたようである。輦一式の布地・糸・仕立て等へ約四十円支出されている。八寸の三宝三個を池田宮司から購入している。東京市淡路町の神祭具・装束店から辛櫛一合、二寸五分の神鏡袋入五、七寸五分の神鏡二、八寸の神鏡二を購入している。このように神鏡まで新調しているのは興味深いことである。さらに、社殿の鏡前まで買い整えている。これら改築普請の材料費・人夫賃および祭具等の購入に要した費用はおおよそ二百二十円であった。

そして資料Dへの書き込みによると、五月一日に祭典が執行された。祭典の性格・規模は明らかでないが、翌年に御

遷宮式というものをしているのであるから、この時の祭りは改築祝いを主にした小規模なものだったのではないかと思ふ。

次に旧四社の境内地を正式に岡上神社の所有地にする手続きがとられた。その事情を示すのが次の資料である。

資料E「明治四拾弐年六月四日附ノ認可書」

神奈川県指令乙第二五五九号

都筑郡岡上村

村社岡上神社

明治四十二年五月十日付願官有地譲与ノ件聞届ケ左記荒

燕地民有地第一種ニ編入ス

明治四十二年六月四日

神奈川県知事男爵周布公平

左記

都市名	町村名	大字	小字	地番	地目	反別
都筑郡	岡上村	ナシ	川井田	六二一	荒蕪地	二反六畝一八
"	"	"	開戸	一三二		
"	"	"	宝殿	二四九		三二三
他ノ谷戸	八三九	"		"		
		六〇四			一〇六	

そして同書類に押してある印によると、八月二十日に登記が完了した。(なぜか47ページに記した「神社財産登録台帳」とは、反別に少しの相違がある。)

社殿を一応完成させ、とにかく祭典を行なつたが、まだ神社の基本財産は十分に整わず、社殿もさらに修繕すべき箇所が少なくなかつたのであらう。費用捻出のため、旧四社の境内地が法的に岡上神社の所有になると早速、そこの樹木を伐採して売却する願いが出され、聞届けられた。

資料F「明治四十二年九月二十七日附ノ樹木伐採ノ認可証」

都筑郡指令第百貳拾五号

都筑郡岡上村八百九番地

村社 岡上神社社掌

池田里之助

外氏子総代三名

明治四十二年九月二十七日附出願其神社境外地左記ノ樹木ヲ社殿修繕費并ニ基本金ニ充ツル為メニ伐採売却ノ件  
聞届ク

明治四十二年十月五日

都筑郡長 河瀬常次郎

(表1にまとめた通り)

表1 旧4社の伐採売却が聞届けられた樹木

場所	種類	本数	目通りの太さ
旧剣神社境内	楓	24	2尺2寸~6尺3寸
	杉	24	2尺~5尺2寸5分
	櫻	22	2尺2寸~8尺4寸
	楓	5	2尺2寸~6尺3寸
	松	2	2尺2寸
	楠	2	2尺3寸~3尺6寸5分
荷開戸稻境内	杉	18	2尺1寸~4尺4寸6分
	松	7	2尺6寸5分~6尺8寸7分
	櫟	2	4尺5寸~4尺7寸5分
荷宝殿稻境内	杉	11	2尺~2尺9寸4分
	松	1	6尺4寸
	櫟	1	8尺4寸
旧日枝社境内	松	16	2尺~4尺9寸
	杉	2	2尺1寸
	櫟	1	2尺1寸

伐採売却許可を得た樹木は、資料I「各神社立木入札開札ノ控簿」によると、翌明治四十三年十一月二十日に入札にかけられた。その結果、旧日枝社跡のものが七十一円、旧開戸稻荷社のものが百十五円、旧宝殿稻荷社のものが八十七円で、それぞれ村人によって落札された。また、資料

表2 遷宮式の糯米寄附者と量

量	人数
1俵	3人
3斗5升	2人
3斗	4人
2斗5升	1人
2斗	5人
1斗5升	8人
1斗	5人
	13人
	6人
	6人
	3人
	18俵
合計63人で	

には神社名は明示されていないが、旧剣神社のと思われるものが二種類にわけられ、それぞれ六百五円と六百十五円で村人に落札された。その結果、岡上神社には千四百九十円の収入があり、基本財産が作られた。<sup>(G)</sup>

合併合祀が聞届けられたちょうど一年後の明治四十三年三月に、いよいよ遷宮式が行なわれた。遷宮式の日ははつきりしないが、資料G「岡上神社遷宮糯米寄附帳」が四十三年三月四日に、資料H「合祀岡上神社御遷宮式支出決算徴収簿」が同年三月二十五日に作成されているので、三月であったことは間違いない。

遷宮式の次第についての記録がないので、詳細は明らかにしえないが、右の資料G・Hからおよそ次のようであつたことがわかる。まず、前もって村人から糯米の寄附があり、水車で精白して餅の用意をした。資料Gから寄附さ

表3 明治43年3月遷宮式の費用

収入の部			支払の部		
	円	銭 厘		円	銭 厘
142	85	当日花火集金	5	14	5 稚児上衣
2	00	職人(2人より奉納)	3	36	稚児支度買物代
15	22	寄附糯米撒米残壳払代	2	00	0 遷宮祝撒錢
50	36	諸物品売払	0	10	鯉2尾代
210	43	合 計	1	60	燈籠新調買入
支払の部			0	10	ロウソク代
円 銭 厘			3	00	燈光料
113	22	2 諸商店支払	1	15	幣串木代手間共
8	10	諸職人祝儀 (大工・屋根・石屋・) (先山・挽山)	34	60	筵300枚、小筵150枚 草履120足代
1	00	堂番手当(4人)	5	77	竹代其他
2	50	精算費役員幹事	0	95	炭代
0	80	警官手当	1	10	繩代
6	50	神官手当(4人)	0	36	俵代
25	00	神楽主舞金	27	69	5 その他
5	00	舞子祝金	* 2	36	*(不明)
4	00	奏楽料	275	10	4 合 計
3	00	青年肴代	円 銭 厘		
0	50	青年買物	64	67	4 差 引
7	00	鉢洗肴米代	内 30	00	0 宮金より支出
6	75	鉢洗酒(1斗5升)	円 銭 厘		
0	66	便利屋	34	67	4 差 引
1	58	水車支払	内 10	4	5 1戸16錢
0	20	金棒借入謝金	24	26	9 地租1円に付5錢9厘

(注1; 配列はしなおしたり類似の項目は合算してまとめたものもある。)

(注2; \*印は合計の計算の合わない額。)

『合祀岡上神社御遷宮式支出決算微収簿』より作成。

れた糯米の量と寄附した人の一覧表を作ると表2のようになる。計算すると合計十八俵になるが、これだけの餅を掲いたかどうかは疑問である。  
 遷宮式当日はどのようなことが行なわれたのであらうか。遷宮式とはいっても旧社からの御神体等の移動はすでに前年度の祭典時に済んでいたよう<sup>18</sup>で、この時には行なわれなかつたようである。したがつて実質的には遷宮式と铭うつた合併合祀後初めての大々的な祭典だったといえよう。(資料Hから、当日かかった費用をまとめたのが表3である。この支出項目をみるとことによつて、当日の様子を推測することはできよう。)

当時まだ子供ではあつたが稚児行列に参加したりしたために記憶も鮮やかだという宮野クメ(明32生)、星野英治(明33生)両氏の話を総合すると、当時は常設櫛定次郎宅から神官と一緒に村人達が羽織袴に身を正して行列を作つて岡上神社へ練り込んだという。その時、稚児行列もあり、天狗の面などをつけた大人達や金棒引きの女児二人、稚児十人(男女児五人ずつ)が出たのだという。資料H(すなわち表3にまとめたもの)に眼を転じると、稚児上衣代や稚児支度買物代、金棒借入謝金等の支出のあることからも、稚児行列のあつたことは確かである。金棒引きとは、比較的年上の女児が金棒を引きするようにならひんぢやりんといわせて稚児達の前を歩いたもので、資料Hによるところ、金棒は下三己の明福寺(三輪村妙福寺か)から借りたものだった。さらに神社へ着いてから撒錢もしたのだろうか、遷宮祝撒錢として二円の支出があった。関係支出から、祭典の執行には神官として宮司の池田里之助ほか三人があつたが、さらに神樂の奉納や奏楽があり、舞いも奉納されたことがわかる。鯉二尾に十銭を費やしているのは、神饌として鯉が供せられたのである。臨時の舞台も設営され

儀も出されている。村人多数が境内に集まり神樂などを見物したのである。境内に敷いたと思われる筵三百枚、小筵百五十枚も購入している。また、青年に肴代をはずんでもいる。諸商店からの買物も多かった。翌日には「鉢洗」と称して村人が集まつて酒宴を開いたのであるうか、そのための肴代・酒代として十三円七十五銭が支出されている。そして遷宮に要した費用は合計二百七十五円十銭四厘で、花として集まつた収入が合計二百十円四十二銭あつたため、結局六十四円六十銭の支出増となつた。この分は宮金と村人各戸の負担によつて補われたのである。

かくして遷宮も滞りなく完了した。

遷宮等の行事と並行して、すでに述べたように神社財産の確立も順調に進んだ。そして、明治四十三年(月日不明)の「社殿及工作物登録申請書(県知事宛)」「神社財産登録台帳」(いずれも区有文書)によると、不動産として左のものを所有していた。

#### 建物

本殿 間口一間二尺四寸・奥行一間二尺四寸

木造(神明造)

覆殿 間口一間三尺・奥行二間 草葺

拝殿 間口二間・奥行二間三尺 草葺

土地

社地 六畝十二歩

山林 二反六畝十八歩、六畝四歩 三畝、一畝六歩

(注、山林は旧四社の境内地だった所)

なお動産としては、すでに述べたように旧境内地の樹木を伐採し売却した収入が、千五百円ほどあつたのである。

そして、「大正二年度収入支出精算表 都筑郡岡上村 村社岡上神社」(区有文書)によると、境外地三反歩の小作料が年十五円、基本金千二十四円五十銭(柿生郵便局へ預金)の利子が年四十二円八十九銭あり、これら不動産・動産よりの収入により岡上神社は維持運営されることになったのである。

## 八

以上、関係書類を使い、わずかに残る伝承で欠を補いながら、当時六十三戸の小さな岡上村に存在した五社の合併

合祀の経過を追い、岡上神社の誕生について述べた。

明治末期の神社合祀政策は、合併を促す通牒を字義通り

に解せば「神社ノ体裁備ハラス神職ノ常置ナク祭祀行ハレス崇敬ノ実挙ラサル」と政府が判断した「由緒ナキ矮小ノ村社無格社」を合併させ、かかるのち合併後の各神社に一定の設備や資産を持たせようとしたものであり、住民の祀つてゐる神を否定して廃社を目指すものではなかつた。しかし、由緒のない矮小の社と外部の人眼には映らうと、それにかかる各地の人々にとつてはかけがえのない社だった筈である。それだけでなく、中には一定規模の社地・社殿を持ち整つた祭祀を行なつていた社もあつたのである。それを地域の実情を無視して画一的方針で合併合祀を強行したために、全国各地で少なからぬ混乱が起きた。特に幾部落かの社が合併した場合の被合併社の氏子・信徒にとつては、信ずる神が他部落に奪い去られたかのごとくに感じたことは想像に難くなく、しばしの虚脱感に襲われたといふことや、合併の中心的役割を果さざるをえなかつた人々が急死するなど、岡上村の場合には、社号問題にうかがわれるよう若干の混乱は生じたようであるが、總じてスムーズに

事が運んだと言える。それは、岡上で維持運営していた五社を他村もしくは他部落のものと合併させざるをえなかつたのではなく、同じ岡上村内（村とはいっても、いわゆる部落規模のものであるが）で事を運ぶことが可能だつたからであろう。すなわち、一応六十三戸全戸で信仰し、維持運営

文夫の各氏である。調査結果は、『岡上の民俗』（川崎市民俗文化財緊急調査報告書第一集）として、昭和五十七年三月に公刊されている。

（2）『神奈川県史』資料編6近世(3) 昭48・3 九六三ペー

ジ。

して五社を合併合祀し、地名を冠して岡上神社にし、再び六十三戸で信仰し維持運営するというように、そこには他村他部落の介在がなかつたからだと思われる。

（3）『新編武藏国風土記稿』（大日本地誌大系第8巻 雄山閣）。

（4）その他岡上の民俗・歴史については、『柿生村・岡上村郷土誌』（昭7）、拙稿「村・講中・組合内の家々の関係」

（『川崎市文化財調査集録12』、昭52・3）、および前掲註（1）の『岡上の民俗』に詳しい。

（5）名前は不明である。四年前すなわち合祀直後の明治四十二年三月二十八日に作成された「岡上神社産子名簿」の記載から判断して、梶与平・梶亀太郎・宮野弥吉ではないかと思うが、そのうち二名は引継を受ける立場にもなつている。

（6）便宜上、（ ）をして資料ナンバーをふつた。  
（7）米地実『村落祭祀と國家統制』 御茶の水書房 昭52・1 第四章第一節。

（1）ともに調査に参加したのは、石川修次、小林昌人、坂本要、杉山博文、高橋泉、坂大一二、横山真一の各氏と私、それに教育委員会の小坂廣志、坂下邦彦、三輪修三、村田

土資料室、神奈川県神社庁、岡上神社宮司池田氏宅には保

## 註

（6）便宜上、（ ）をして資料ナンバーをふつた。

（7）米地実『村落祭祀と國家統制』 御茶の水書房 昭52・1 第四章第一節。

（8）少なくとも、神奈川県私学宗教課、神奈川県立図書館郷

存されていない。

(9) 前掲註(2)九六六ページ。

(10) 江戸時代からの各村落の社のうち、明治前期に廃合させられたものの多いことについては、前掲註(7)および安

丸良夫『神々の明治維新——神仏分離と廃仏毀釈』(岩波新書 昭54)等に詳しい。

(11) この間の事情については、川崎市教育委員会『岡上の民

俗』昭57 六一七頁。

(12) 『神奈川県公報』一二六一号附録の統計による。

(13) 森岡清美『明治末期における集落神社の整理(2)——その

全国的経緯——』『社会科学論集』16 昭44 八ページ。

(14) これらについては、森岡清美前掲論文、米地実『村落祭祀と國家統制』御茶の水書房 昭52 第五章に詳しい。

(15) 当時の常設は梶定次郎であった。これは後述する合祀直後に作成された「明治四拾弐酉歳第參月廿八日起 岡上神社産子名簿」からわかることがある。

(16) 米地実前掲書 第五章。

(17) すでに述べたように神奈川県訓令第四十九号(明治四十一年十二月二十四日)によると、村社は「年額五十円以上ノ収入アル動産又ハ不動産」のあることが求められた。後述するように、大正二年の岡上神社の収入支出精算表による

と、基本金手二十四円余を郵便貯金にしてその利子約四十  
三円を得ていて(そのほか土地からの収入が十五円あつて、合計では五十円を越えている)のであるから、樹木を  
売却して得た収入は、基本財産作りの主役を果たしたのみ  
なことができる。

(18) 前年五月一日の祭典用に幾種類かの神鏡を購入している  
ことから判断してのことである。

(19) 明治三十九年八月十四日、社甲第十六号神社宗教両局長  
通牒「神社合併並合併跡地譲与ニ関スル件」。